

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市松任フロンティアパーク地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市松任フロンティアパーク地区地区計画	
位 置	白山市上小川町の一部	
面 積	約 9. 4 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、主要地方道金沢美川小松線の沿線に位置し、北陸自動車道美川インターチェンジに近接した、交通利便性の高い地区である。松本工業団地の北東に隣接するこの地区は、地域産業集積活性化法に基づき地域産業の自律的発展の強化を図ることを目的とし、産業集積における技術の高度化や新分野への進出等を図る中小企業等を支援するための工業団地である。</p> <p>これら工業の利便性向上と、周辺の自然及び居住環境を保全しながら、活力ある産業振興ゾーンの形成を目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>工業団地として適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限により、用途の混在を防止するとともに、その他建築物等に関する事項を定め、周辺の自然や周辺集落の環境及び景観に配慮した土地利用を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺環境との調和を保ちながら、利便性、安全性に優れた工業団地の形成が図られるよう、次の制限を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物等の用途の制限</li> <li>2. 建築物の容積率の最高限度</li> <li>3. 建築物の建蔽率の最高限度</li> <li>4. 建築物の敷地面積の最低限度</li> <li>5. 壁面の位置の制限</li> <li>6. 建築物等の高さの最高限度</li> <li>7. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</li> <li>8. 建築物の緑化率の最低限度</li> <li>9. 垣又はさくの構造の制限</li> </ol>

## 2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築基準法別表第2（わ）項に掲げる建築物を建築してはならない。
		建築物の容積率の最高限度	200%
		建築物の建蔽率の最高限度	60% (ただし、建築基準法第53条第3項第2号に定める建築物についても60%とする。)
		建築物の敷地面積の最低限度	2,500㎡ (ただし、この地区計画に関する都市計画決定の告示日の前日において2,500㎡未満となっている敷地については、敷地を分割しなければこの限りでない。)
		壁面の位置の制限	主たる出入口を設置する道路境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は10.0m以上とし、その他の敷地境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は3.0m以上とする。 ただし、主たる出入口を設置する道路境界線を間口とした場合に、奥行の最大長に対する最小長の対比割合が1/2以下となる5,000㎡未満の敷地については、当該道路境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離を3.0m以上とする。
		建築物等の高さの最高限度	25m
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物の外観の色は、原色を避け、彩度を落とした緑になじむ色彩とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図るものとする。 2. 屋外広告物は、自己の用に供するもので、景観形成上支障のないものとする。 また、建築物の屋上及び軒高より上には設置してはならない。
		建築物の緑化率の最低限度	工場立地法の適用を受ける建築物については、工場立地法の規定による。 ただし、当該法の適用を受けないものについては10%とする。
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1.0mの範囲における垣、さくの設置については、生け垣又は透視可能なフェンス等とし、塀は設置してはならない。

「区域は、計画図表示のとおり」

### 理由

用途地域の新設による別表第2の項ずれに伴う建築基準法の一部改正及び用語の整理による建蔽率の表記変更に伴う都市計画法の一部改正に対応するため、地区計画を変更する。